

令和4年 第7回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月26日（火）午後1時30分から午後2時14分まで

2. 開催場所 佐野市役所 1階 市民活動スペースA・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (2人)

委員	9番	若田部明
委員	12番	大朮 孝

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小倉浩史
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年第7回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号9番 若田部明委員、議席番号12番 大拙 孝委員の2名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。

議 長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第7回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号8番 新井 勉委員、議席番号14番 川田恒夫委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号までであります。

はじめに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条680番 契約内容は贈与による所有権の移転。申請地までの距離は0.3km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物はそば、野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては現地調査を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条681番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は5分です。大農機具の所有

状況は、トラクター、田植機、管理機各1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条682番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、噴霧器、管理機各1台を所有、田植機、コンバイン各1台をリースしております。主な経営作物は、米、麦、いちじく、ネギとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしのこと

3条683番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、噴霧器、管理機各1台を所有、田植機、コンバイン各1台をリースしております。主な経営作物は、米、麦、いちじく、ネギとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしのこと

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(澁江修身委員 挙手)

議席番号15番 澁江修身委員どうぞ。

15番  
澁江委員

3条682番の件になりますが、異常に高価な金額になっていますが、土地としてそれほど貴重な農地なのでしょうか。

事務局

先ほどの議案の説明でお話しした通り、金額についても両方で合意が取れているという事が確認が取れているので、仕方ないと思います。

15番  
澁江委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号29条42番について調査班、お願いします。

調査班

29条42番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地という事で許可の基準は原則不許可です。2の検討状況ですが、転用目的が自己の耕作のための農業用排水路であることから、農地の自己転用の制限の例外に該当

するものと判断しました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は証明できると思われ  
ます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。  
これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、願  
いのおおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、願  
いのおおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画  
変更申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明  
をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更  
申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、  
意見を求めます。

令和4年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地  
調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号  
変更14番について、調査班お願いします。

調査班

変更14番について報告します。

変更内容は用途及び開発区域の変更になります。次に許可後の計画変  
更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1から6については全て認め  
られます。以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われ  
ます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号は、変更申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号は、変更申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号5条914番から917番について、調査班お願いします。

調査班

5条914番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は「第1種農地」のため原則「不許可」です。立地基準は「集落接続」に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条915番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は「不許可」です。立地基準は「既存の施設の拡張」に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条916番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農用地ということで許可の基準は原則「不許可」です。立地基準は「一時的な利用」に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条917番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため原則「不許可」です。立地基準は「既存の施設の拡張」に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

議長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10の4の(1)及び(3)の規定によ

り、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。  
令和4年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号については、依頼のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号については、依頼のとおり決定することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和4年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年7月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和4年第7回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時14分閉会